



みんなで地域の未来を作しましょう

八幡浜市地域による移住促進事業補助金

どんな補助？

地域団体等が、主体的に
八幡浜市への移住定住を促進する事業を行なう場合に、
補助対象経費のすべて（1事業につき上限20万円）を
補助するものです

Q・地域団体等って？

八幡浜市に活動場所をおき、
次のいずれかに該当するもの

地区公民館
町内会などの
コミュニティ団体

地域づくり団体
ボランティア団体
など

農協、漁協
森林組合などの
産業経済団体

その他
市長が適当と
認めるもの

Q・移住定住を促進する事業って？

移住者増加に
つながる事業

交流会や
体験ツアーの開催
フェアへの出展
など

研修会の開催
団体の設立
など

移住希望者の
受入環境整備に
関する事業

地域単位での
人口分析・
ビジョン
策定事業

地域人口分析
予測業務委託
など

その他
市長が適当と
認めるもの

- 次のすべてに該当すること。
- ①移住者の増加が見込まれ、かつ、地域活性化に寄与すると認められるもの
 - ②地域住民の人口減少対策に対する機運醸成につながるもの
 - ③地域団体等により主体的な企画及び運営が行われるもの
 - ④年度内に実施するもの

Q・補助対象経費って？

事業を実施するために必要な
経費のうち、会費等の収入相
当額を控除し、下記の経費を
除いたもの

~~経常的な活動に
要する経費~~

~~構成員に
対する
人件費~~

~~公益性が
認められない
経費~~

~~その他市長が
適当でない
と認める経費~~

Q・いくら補助されるの？

補助対象経費の全額
※1事業につき
上限20万円

申請の虚偽や条件違反があった時は
補助を取り消すことがあります。

手続きの流れ



印が申請者の作業